

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 児嶋 和美			4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人		11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸	14 関口 哲治		
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一		23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
2 三澤 実	3 羽田 雄一	10 中原 修	
12 島田 宗央	15 松下 眞二	16 安藤 弘司	
22 秋葉 宏之			
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀	主 幹 宮本 則幸		
主 事 野村 亮太			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和3年第9回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、18名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、8番 小崎委員及び9番 藤井委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年8月28日に開催されました、令和3年第8回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>9月14日(火)議会議場におきまして、令和3年第3回湧別町議会定例会が開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>本日令和3年第9回湧別町農業委員会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において4件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1、証明願出人、所有者ともに緑町、●●●●●さんです。土地の所在ですが、緑町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は635㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきま</p>

<p>事務局</p>	<p>しては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は三澤委員、松下委員、北谷委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。その2、証明願出人、所有者ともに遠軽町、●●●●●さんです。土地の所在ですが、北兵村二区●●番●外計4筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、合計面積は15,288㎡で、利用状況は雑種地及び原野で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5-1ページをご覧ください。その3、証明願出人、所有者ともに中湧別南町、●●●●●さんです。土地の所在ですが、中湧別南町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は1,287㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3-1ページにより位置説明)</p> <p>議案書の5-2ページをご覧ください。その4、証明願出人、所有者ともに札幌市、●●●●●さんです。土地の所在ですが、芭露●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は11,056㎡で、利用状況は山林で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は島田委員、久保委員、栗田委員でございます。</p> <p>(別冊資料3-2ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし</p>

議 長	<p>た。</p> <p>日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第 18 条第 1 項第 2 号の規定による合意解約を行い同法第 18 条第 4 項及び第 6 項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるところでございます。本総会において 4 件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の 7 ページをご覧ください。番号 1 番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は 18,790㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 27 年 3 月 31 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 3 年 7 月 9 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 9 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番、利用権の設定をした者、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計 4 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 22,523㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和 3 年 1 月 27 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 3 年 4 月 1 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 10 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 3 番、利用権の設定をした者、南兵村二区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計 4 筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は 16,358㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成 31 年 2 月 28 日から令和 10 年 12 月 31 日までの 10 年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和 3 年 9 月 6 日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料 11 ページにより位置説明)</p>

事務局	<p>続きまして番号4番、利用権の設定をした者、富美、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は富美●●番●の内外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は63,280㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年5月28日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借入人の都合により令和3年9月6日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料12・13ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。先に●●ページ●番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから●●ページ●番の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議</p>

議 長	ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	<p>議案書の 8 ページをご覧ください。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 2 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 9 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番。譲渡人が遠軽町、●●●●さん。譲受人が大阪市、●●●●●●さんです。申請地の所在ですが、北兵村二区●●番●外計 2 筆で合計面積は 5, 7 3 6 m²です。転用目的は、太陽光発電所建設のためであり、権利の種類は貸借権、事業費は 3 6, 1 6 8 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 4・5 ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号 2 番。譲渡人が南兵村三区、●●●●さん。譲受人が中湧別南町、●●●●●さんです。申請地の所在ですが、南兵村三区●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 1 3, 0 3 2. 3 0 m²です。転用目的は、砂利採取に伴う一時転用のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 1 3, 9 0 8 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 6 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第 3 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
事務局	<p>日程第7、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が4件、賃借権が2件、使用賃借権が1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、川西●●●番●外計4筆で合計面積は41,754㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年11月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,845,000円でございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●●番●外計3筆で合計面積は24,217㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年11月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,027,000</p>

事務局

0円でございます。
(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●で面積は17,666㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年11月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,886,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は22,523㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和3年9月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年11月12日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,094,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。賃借権でございます番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は16,358㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年9月28日から令和10年12月31日までの8年間となっており、賃貸価格は65,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●の内外計6筆で合計面積は63,280㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年9月28日から令和13年1

<p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p> <p>委員一同</p> <p>議 長</p>	<p>2月31日までの10年間となっており、賃貸価格は221,000円でございます。</p> <p>(別冊資料12・13ページにより位置説明)</p> <p>続きまして議案書の15ページをご覧ください。使用貸借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計61筆で合計面積は381,125.28㎡であり、利用権設定等の種類は使用貸借権で、成立する法律関係は使用貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和3年9月28日から令和22年12月31日までの20年間となっております。</p> <p>(別冊資料14～16ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>これから議案第4号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p> <p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしとの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで令和3年第9回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時50分</p>
---	---

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員